

【令和6年度】

坂戸市競争入札参加資格者指名停止情報

No.	商号又は名称	代理人営業所等	指名停止措置期間		指名停止措置の根拠	事件の概要
	本社所在地	代理人所在地	始期～終期	期間		
1	公益財団法人埼玉県健康づくり事業団		R06.04.09～R06.06.08	2月	■第3条 別表第1第2号 (粗雑工事)	左記業者から、同者が管理する胸部・胃部等のエックス線画像読影システムが、外部から不正アクセス攻撃を受けたことが令和6年1月29日に発覚したことについて、捜査機関やシステム会社等の調査結果を踏まえ、現状として、不正アクセスに起因する個人情報漏洩のおそれが否定できない旨の報告があった。
	埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地1					
2	大成建設株式会社	関東支店	R06.05.15～R06.06.14	1月	■第3条 別表第2第7号 (不正又は不誠実行為)	共同企業体として東海旅客鉄道㈱から受注した建設工事で発生した労働災害について、遅滞なく対応すべきところ、労働基準監督署への報告が遅れたことについて、代表構成員の従業員が、令和6年3月26日付け労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
	東京都新宿区西新宿1-25-1	埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16				
3	佐藤工業株式会社	埼玉営業所	R06.05.15～R06.06.14	1月	■第3条 別表第2第7号 (不正又は不誠実行為)	共同企業体として東海旅客鉄道㈱から受注した建設工事で発生した労働災害について、遅滞なく対応すべきところ、労働基準監督署への報告が遅れたことについて、代表構成員の従業員が、令和6年3月26日付け労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
	東京都中央区日本橋本町4-12-19	埼玉県さいたま市浦和区高砂2-12-12 あづまビル				
4	株式会社銭高組	北関東支店	R06.05.15～R06.07.14	2月	■第3条 別表第2第7号 (不正又は不誠実行為)	共同企業体として東海旅客鉄道㈱から受注した建設工事で発生した労働災害について、遅滞なく対応すべきところ、労働基準監督署への報告が遅れたことについて、代表構成員の従業員が、令和6年3月26日付け労働安全衛生法違反により罰金刑の略式命令を受けた。
	大阪府大阪市西区西本町2-2-4	埼玉県さいたま市浦和区常盤1-2-21				
5	葉隠勇進株式会社		R06.05.27～R06.11.26	6月	■第3条 別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	左記業者は、名古屋市発注の中学校スクールランチ調理等業務について、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、中学校スクールランチ調理等業務の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。
	東京都港区芝四丁目13-3 PMO田町東10F					
6	東武トップツアーズ株式会社	東上支店	R06.06.06～R06.10.05	4月	■第3条 別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	左記業者は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務（以下「特定移送業務」という。）について、受注予定者が受注できるようにすること及び受注予定者は、受注予定者以外の者に受注した当該業務の一部を委託することを合意することにより、公共の利益に反して、特定移送業務の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。
	東京都墨田区押上1-1-2	埼玉県川越市脇田本町13-5 川越第一生命ビルディング5階				
7	名鉄観光サービス株式会社	さいたま支店	R06.06.06～R06.10.05	4月	■第3条 別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	左記業者は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務（以下「特定移送業務」という。）について、受注予定者が受注できるようにすること及び受注予定者は、受注予定者以外の者に受注した当該業務の一部を委託することを合意することにより、公共の利益に反して、特定移送業務の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。
	愛知県名古屋市中村区名駅南2-14-19	埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-333-13				
8	株式会社JTB	川越支店	R06.06.06～R06.10.05	4月	■第3条 別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	左記業者は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務（以下「特定移送業務」という。）について、受注予定者が受注できるようにすること及び受注予定者は、受注予定者以外の者に受注した当該業務の一部を委託することを合意することにより、公共の利益に反して、特定移送業務の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から排除措置命令を受けた。
	東京都品川区東品川2-3-11	埼玉県川越市脇田本町15-13 東上パールビル5階				
9	近畿日本ツーリスト株式会社	埼玉支店	R06.06.06～R06.08.05	2月	■第3条 別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	左記業者は、青森市発注の新型コロナウイルス感染症患者移送業務（以下「特定移送業務」という。）について、受注予定者が受注できるようにすること及び受注予定者は、受注予定者以外の者に受注した当該業務の一部を委託することを合意することにより、公共の利益に反して、特定移送業務の取引分野における競争を実質的に制限していたとして、独占禁止法第3条の規定に違反するものとして、令和6年5月30日、公正取引委員会から課徴金納付命令対象（免除含む）として公表された。
	東京都新宿区西新宿2-6-1	埼玉県さいたま市大宮区宮町3-13-2				
10	日本トータルテレマーケティング株式会社		R06.06.17～R06.07.16	1月	■第3条 別表第2第7号 (不正又は不誠実行為)	京都市発注の新型コロナウイルスワクチン接種に係る業務において、人件費を過大に請求していたことについて、令和6年6月11日、左記業者の元社員2人が詐欺の容疑で逮捕された。
	東京都渋谷区渋谷3-12-18					

【令和6年度】

坂戸市競争入札参加資格者指名停止情報

No.	商号又は名称 本社所在地	代理人営業所等 代理人所在地	指名停止措置期間		指名停止措置の根拠	事件の概要
			始期～終期	期間		
11	アイリスチトセ株式会社 宮城県仙台市青葉区北目町1-13	埼玉第二営業所 埼玉県さいたま市北区日進町3-616-5	R06.09.05～R06.10.04	1月	■第3条 別表第2第6号 (建設業法違反)	左記業者は、建設業法第26条第2項の規定に対し、監理技術者を配置していなかったことや、同法第11条第2項に規定する毎事業年度に提出する書類に、記載しなければならない工事を記載せず、また、一部事実と異なる専任技術者等を記載しこれを提出したこと等により、令和6年7月26日、宮城県から監督処分（同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令及び同法第28条第1項の規定に基づく指示）を受けた。
12	株式会社東京天竜 東京都文京区本郷2-27-20		R06.11.28～R07.02.27	3月	■第3条 別表第1第4号 (契約違反)	令和6年1月31日に契約を締結した給食調理業務委託について、受注者である左記業者から同年11月1日付けで業務委託契約の継続不能の通知が提出されたことから、この契約の目的を達することができないと認められるため、小・中学校学校給食調理業務委託契約約款の規定により、契約を解除することとした。
13	有限会社協栄管整 埼玉県上尾市上1760-10		R07.02.13～R07.03.12	1月	■第3条 別表第1第8号 (工事関係者事故)	上尾市大谷北部第二土地区画整理組合発注の側溝清掃業務において、作業中の職員が、作業車に轢過され死亡した事故について、事故を起こした左記業者の運転手が令和6年11月19日付けで略式命令を受けた。
14	キングランリニューアル株式会社 東京都千代田区神田小川町1-1		R07.03.04～R07.04.03	1月	■第3条 別表第2第6号 (建設業法違反)	建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結したことについて、令和6年12月3日、国土交通省関東地方整備局から監督処分（同法第28条第1項の規定に基づく指示処分）を受けた。
15	日本美装株式会社 埼玉県さいたま市浦和区常盤9-14-6		R07.03.12～R07.05.11	2月	■第3条 別表第2第7号 (不正又は不誠実行為)	左記事業者の元取締役兼経理部長が業務上横領の容疑により、令和6年9月5日に逮捕、起訴された。
16	パナソニックEWエンジニアリング株式会社 大阪府大阪市中央区城見2-1-61	東京本部 東京都港区東新橋1-5-1	R07.03.17～R07.05.16	2月	■第3条 別表第2第6号 (建設業法違反)	資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者や現場の技術者として配置していたこと等につき、許可行政庁から建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令及び同条第1項に基づく指示処分を受けた。
17	パナソニック産機システムズ株式会社 東京都墨田区押上1-1-2	空調事業本部 東京都墨田区押上1-1-2	R07.03.17～R07.05.16	2月	■第3条 別表第2第6号 (建設業法違反)	資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者や現場の技術者として配置していたこと等につき、許可行政庁から建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令を受けた。